

# 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年5月1日 ～ 令和9年4月30日までの5年間

## 2. 内容

目標：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

### <対策>

- 令和4年5月～ 全従業員に対し、希望者には「育休復帰支援プラン」を策定し、産休・育休前の円滑な業務の引継ぎや、休業期間中の復帰支援をおこなうことを周知する。
- 令和4年5月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、支援を実施する。